



島根県報

平成21年11月17日（火）

号外 第 194 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補（土地資源対策課） 2
助金の交付の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第778号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成21年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金

2 交付の目的

太陽光発電を主とする新エネルギー等の導入促進を図り、石油代替エネルギーの確保及び地球温暖化対策を推進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業又は事業の内容

県内の住宅に太陽光発電システムを設置し、かつ、太陽熱温水器、ペレットストーブ、薪ストーブ及びLED（発光ダイオード）照明機器のうち1種類以上の設備を設置する事業に対して補助金を交付する。なお、中古の設備は、交付の対象外とする。

4 交付の対象となる設備等

交付の対象となる設備	交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額
(1) 太陽光発電システム (必須)	ア 太陽電池モジュール イ 架台 ウ インバータ エ 保護装置 オ 接続箱 カ 直流側開閉器 キ 交流側開閉器 ク 配線及び配線器具の購入及び据付け ケ 設置工事 コ 余剰電力販売用電力計	太陽電池の出力1キロワット当たり40,000円	120,000円以内
(2) 太陽熱温水器	ア 集熱器（一体型のものにあつては、集熱部及び貯湯部） イ 配管（補助熱源装置がある場合は当該補助熱源装置入口まで） ウ 架台 エ 配線及び配線器具の購入及び据付け オ 蓄熱槽 カ その他附帯機器等の購入、据付け及び工事	交付の対象である経費が10,000円以上の場合、その10パーセント以内	(1)と合計して150,000円以内
(3) ペレットストーブ	ペレットストーブ（煙突装置を含		

	む。)の購入及び据付け		
(4) 薪ストーブ	薪ストーブ(煙突装置を含む。)の購入及び据付け		
(5) LED(発光ダイオード)照明機器	ア LEDを光源とする照明機器の新設設置 イ 既存の照明機器のLEDを光源とする照明機器への更新		

備考 (2)から(5)までについて、交付の対象である経費が10,000円未満である場合は、交付の対象としない。